

飯能市道路後退部分等の分筆登記に関する補助金交付要綱

平成 2 年 3 月 29 日

告示第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建築主等の理解と協力の下に、建築行為等に係る道路後退部分等の整備を促進するため、後退部分等を本市に無償譲渡する場合の当該後退部分等の分筆登記に関する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建築行為等 建築物、工作物等の新築、増築若しくは改築又は駐車場、資材置場等の整備等をいう。

(2) 後退部分等 次に掲げるものをいう。

ア 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 2 項の規定により特定行政庁が指定した道路のうちの市道又はそれと同趣旨で市長が必要があると認めた市道で、別図で定める道路後退基準により道路とみなされたものに係る後退部分の土地

イ 別図で定める道路すみ切り基準により道路の角敷地に係る道路すみ切り部分の土地

ウ その他市長が必要があると認めたもの

(3) 工作物等 門、塀、生け垣等をいう。

(4) 建築主等 建築行為等に係る請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者(以下「建築主」という。)並びに建築主と土地所有者又は工作物等の所有者とが異なるときは、当該建築主及びそれぞれの所有者をいう。

(補助金)

第 3 条 市長は、建築主等が後退部分等に接する敷地に建築行為等をする場合で、次に掲げる要件を満たすものに対して、当該後退部分等の分筆登記に係る費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(1) 市道と後退部分等との境界確認をすること。

(2) 後退部分等に存する建築物、工作物等を撤去すること。

(3) 後退部分等について分筆登記すること。

(4) 後退部分等を本市に無償譲渡すること。この場合において、抵当権等が設定されているときは、これを抹消登記すること。

2 前項の分筆登記に係る費用についての補助金の額は、次に掲げる費用として市長が認められた額の総額とし、10 万円を限度額とする。ただし、後退部分等に第 2 条第 2 号イのすみ切り部分が含まれている場合は、10 万円に当該すみ切り部分 1 箇所につき 2 万円を加算した額を限度額とする。

(1) 測量に係る費用

(2) 分筆登記の申請に係る費用

- (3) 境界標の設置に係る費用
- (4) 登録免許税
- (5) 無償譲渡の申請に係る費用
- (6) その他市長が必要と認める費用

(補助金交付手続)

第4条 建築主等は、前条の規定により分筆登記に係る費用についての補助金の交付を受けようとするときは、道路後退部分等の分筆登記補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該申請に係る事項を審査したうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、道路後退部分等の分筆登記補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(建築行為等がない場合の準用)

第6条 この要綱の規定は、後退部分等を含む敷地について建築行為等がない場合において、市長が後退部分等の整備の促進に資すると認めるときに準用する。この場合において、第3条第1項中「建築主等が後退部分等に接する敷地に建築行為等をする場合」とあるのは「後退しようとする者が後退する場合」と、第4条第1項中「建築主等」とあるのは「後退しようとする者」と読み替えるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、平成元年4月1日以後に後退部分等の分筆登記をしたもので、施行日以後に本市に無償譲渡するものについて適用する。

附 則(平成17年告示第159号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年告示第327号)

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

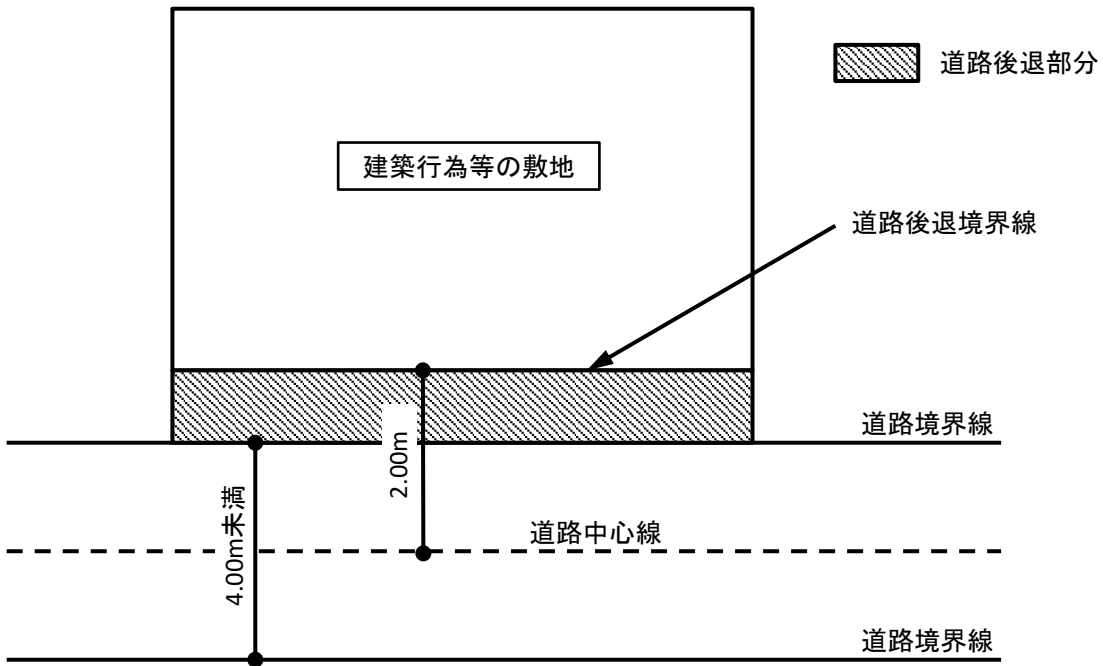
附 則(平成30年告示第77号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

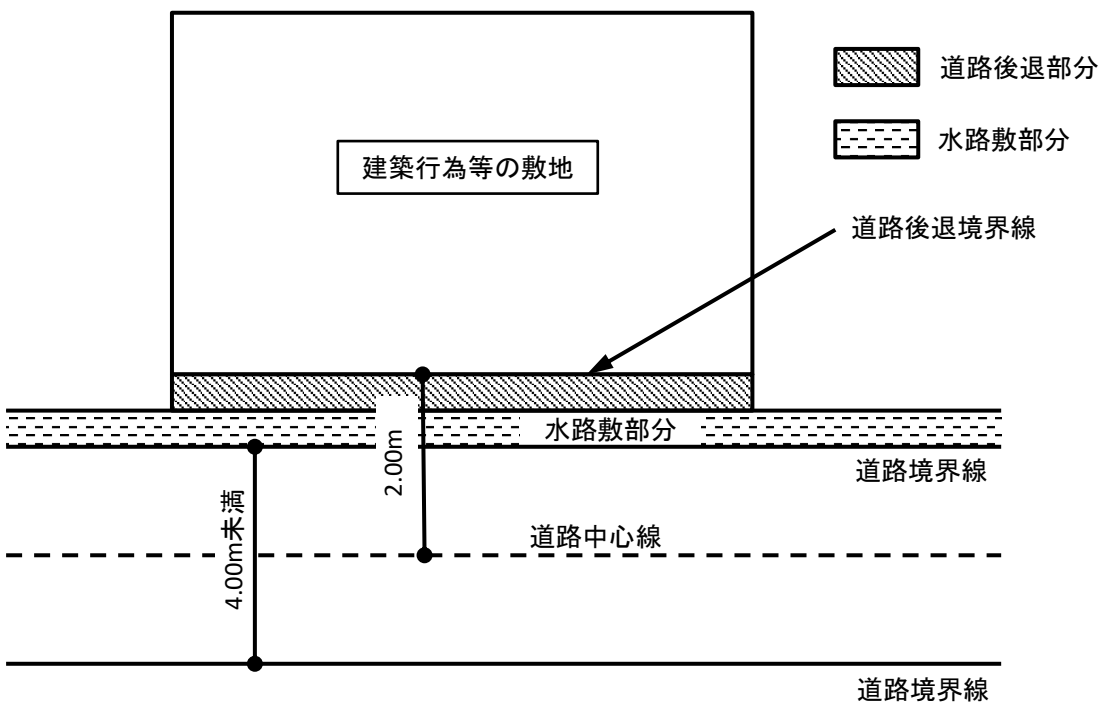
別図(第2条関係)

1 道路後退基準

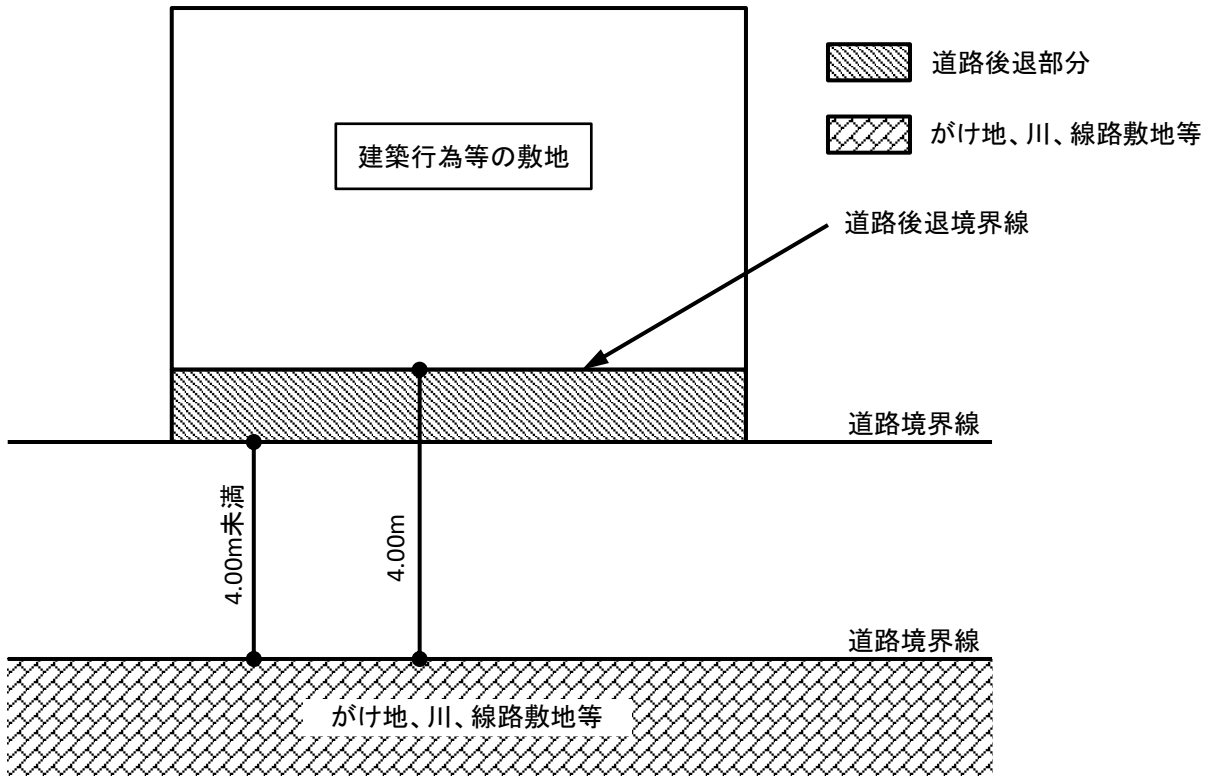
(1) 一般的道路後退



(2) 道路に接して幅員1メートル未満の水路敷地がある場合

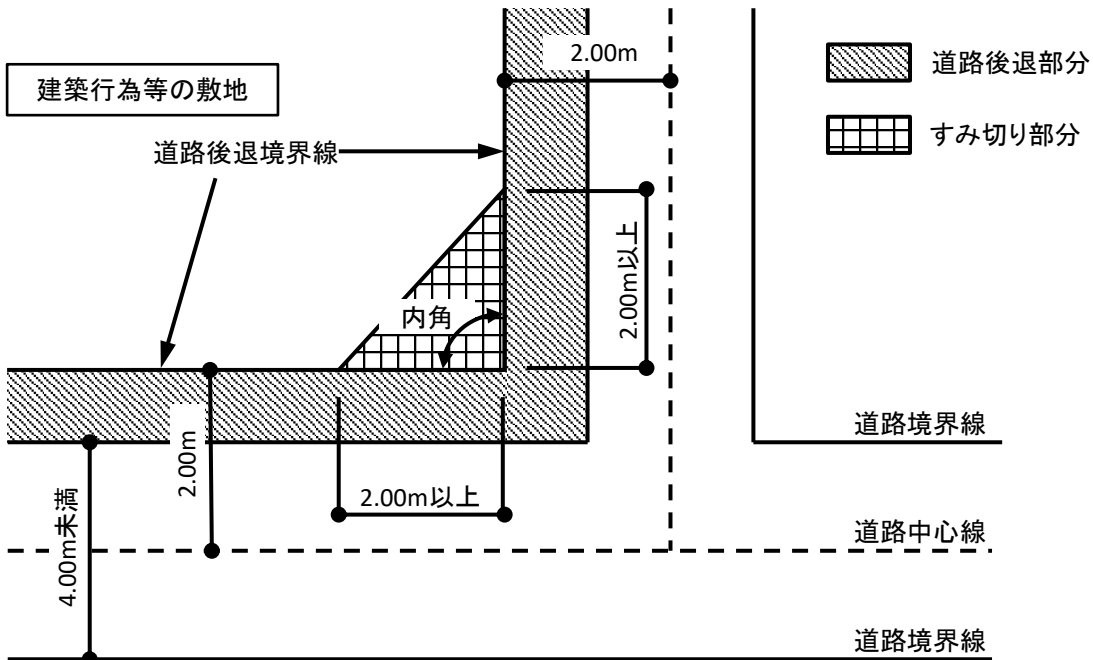


(3) 道路に接して、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものがある場合



2 道路すみ切り基準

(1) 曲り角の内角が60度を超え120度未満の場合は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形とする。



(2) 曲り角の内角が60度以下になる鋭角の場合は、剪除長2メートル以上の二等辺三角形とする。

